

令和4年12月12日

洞爺湖町議会令和4年12月会議
議案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 3 9 号	洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 4 0 号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 4 1 号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 4 2 号	洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 4 3 号	洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
議案第 4 4 号	洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
議案第 4 5 号	洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第 4 6 号	洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
議案第 4 7 号	指定管理者の指定について（月浦運動公園）
議案第 4 8 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 4 9 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 0 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 1 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 2 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 4 号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町223番地1

氏 名 藤 川 知 子
昭和30年9月26日生

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第39号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。））による改正後の議員報酬条例（以下「第1条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第40号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。））による改正後の特別職給与条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第41号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

(1) 給与条例第24条第2項の改正規定 令和4年12月1日

(2) 給与条例別表第1の改正規定 令和4年4月1日

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	289,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	291,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	294,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	296,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	297,900	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,000	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,200	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

再任 用職員 以外 の職員	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

議案第42号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

第2条 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「22」を「21」に改め、同条第5項中「170.5」を「162.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）による改正後の給与等条例（次項において「第1条改正後給与等条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条改正後給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第4条関係）
会計年度任用職員給料表

職務の級 1 級					
号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
	円		円		円
1	150,100	32	196,900	63	230,700
2	151,200	33	198,500	64	231,300
3	152,400	34	199,900	65	231,900
4	153,500	35	201,400	66	232,500
5	154,600	36	202,900	67	233,100
6	155,700	37	204,200	68	233,800
7	156,800	38	205,500	69	234,500
8	157,900	39	206,700	70	235,100
9	158,900	40	208,000	71	235,600
10	160,300	41	209,300	72	236,300
11	161,600	42	210,600	73	237,000
12	162,900	43	211,900	74	237,600
13	164,100	44	213,200	75	238,200
14	165,600	45	214,300	76	238,700
15	167,100	46	215,600	77	239,300
16	168,700	47	216,900	78	240,000
17	169,800	48	218,200	79	240,700
18	171,200	49	219,200	80	241,200
19	172,600	50	220,300	81	241,700
20	174,000	51	221,300	82	242,300
21	175,300	52	222,300	83	242,900
22	177,800	53	223,300	84	243,400
23	180,300	54	224,200	85	243,900
24	182,800	55	225,100	86	244,500
25	185,200	56	226,000	87	245,100
26	186,900	57	226,300	88	245,600
27	188,500	58	227,100	89	246,100
28	190,200	59	227,800	90	246,600
29	191,700	60	228,500	91	246,900
30	193,400	61	229,200	92	247,300
31	195,200	62	230,000	93	247,600

議案第43号

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年洞爺湖町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

議案第44号

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町洞爺いこいの家条例（平成20年洞爺湖町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「450円」を「480円」に、「4,500円」を「4,800円」に改める。

(洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町一般入浴事業に関する条例（平成21年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「4,500円」を「4,800円」に改める。

(洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「390円」を「420円」に、「240円」を「270円」に改める。

第6条中「390円」を「420円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに購入した回数券又は入浴券（以下「旧券」という。）は、この条例の規定による 1 回当たりの料金又は入浴料との差額を、旧券とともに当該施設又は入浴施設へ現金で支払うことで使用することができる。

議案第 4 5 号

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

本則中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改め、同項第 2 号中「養育」を「監護」に改める。

第 3 条中「国民健康保険法第 1 1 1 6 条の 2」を「国民健康保険法第 1 1 6 条の 2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 5 年 8 月 1 日以前の期間に対応する受給資格者については、なお従前の例による。

（洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害」を「障がい」に改める。

本則中（第2条第1項第1号に規定する身体障害者福祉法、身体障害者身障手帳及び身体障害者福祉法施行規則、同項第2号に規定する知的障害者福祉法、知的障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに同項第3号に規定する精神障害者福祉手帳を除く。）「障害」を「障がい」に改める。

第2条第1項第2号中「第12条」の次に「第1項」を加え、同条第2項第1号ア及び同項第3号ア中「養育」を「監護」に改める。

第3条第3号中「(満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(以下「満15歳までの者という。」)は、除く。」を削り、同条第4号中「(満15歳までの者は、除く。)」を削る。

第4条中「満15歳」を「満18歳」に改める。

議案第46号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(平成27年洞爺湖町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該政令で定める額を限度として規則で定める額」を「零」に
改め、同条第2項中「規則で定める」を「零とする」に改める。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の洞爺湖町特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続
きその他の行為は、改正後の洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の利用者負担に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定
にかかわらず、なお効力を有する。

(準備行為)

- 3 町長は、改正後の条例第3条の規定により、特定教育・保育施設に係る入所手
続きなど必要な行為を、この条例の施行の日前においても同条の例により行うこ
とができるものとする。

議案第47号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町月浦44番地42
- (2) 名 称 洞爺湖町月浦運動公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉133番地7
- (2) 名 称 特定非営利活動法人 洞爺にぎわいネットワーク
- (3) 代表者 理事長 福 井 政 吉

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第48号

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,984,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		892,805	3,902	896,707
	1. 国庫負担金	283,584	7,685	291,269
	2. 国庫補助金	598,609	△ 3,783	594,826
16. 道支出金		410,163	2,529	412,692
	1. 道負担金	203,675	819	204,494
	2. 道補助金	193,440	△ 1,382	192,058
	3. 委託金	13,048	3,092	16,140
17. 財産収入		23,713	1,110	24,823
	2. 財産売却収入	5,002	1,110	6,112
19. 繰入金		180,904	77,300	258,204
	1. 繰入金	180,904	77,300	258,204
21. 諸収入		70,548	△ 1,089	69,459
	5. 雑収入	46,113	△ 1,089	45,024
22. 町債		632,848	△ 300	632,548
	1. 町債	632,848	△ 300	632,548
歳入合計		7,901,204	83,452	7,984,656

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		56,616	300	56,916
	1. 議 会 費	56,616	300	56,916
2. 総 務 費		647,255	6,753	654,008
	1. 総 務 管 理 費	601,509	5,083	606,592
	4. 選 挙 費	14,856	1,619	16,475
	5. 統 計 調 査 費	119	51	170
3. 民 生 費		1,528,543	21,193	1,549,736
	1. 社 会 福 祉 費	1,016,586	11,165	1,027,751
	4. 児 童 福 祉 費	167,051	3,278	170,329
	5. 保 育 所 費	129,227	6,750	135,977
4. 衛 生 費		695,087	9,462	704,549
	1. 保 健 衛 生 費	162,888	8,403	171,291
	4. 清 掃 費	508,429	1,059	509,488
6. 農 林 水 産 業 費		195,538	6,759	202,297
	1. 農 業 費	154,495	980	155,475
	3. 水 産 業 費	28,745	5,779	34,524
7. 商 工 費		379,414	6,730	386,144
	1. 商 工 費	66,055	642	66,697
	2. 観 光 費	313,359	6,088	319,447
8. 土 木 費		1,057,744	6,863	1,064,607
	2. 道 路 橋 梁 費	394,040	11,181	405,221
	3. 河 川 費	5,500	902	6,402
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	28,826	754	29,580
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	222,557	△ 5,974	216,583

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		343,647	△ 260	343,387
	1. 消 防 費	343,647	△ 260	343,387
10. 教 育 費		414,901	9,448	424,349
	1. 教 育 総 務 費	121,408	59	121,467
	2. 小 学 校 費	62,230	3,956	66,186
	3. 中 学 校 費	65,284	6,096	71,380
	4. 社 会 教 育 費	102,470	△ 2,505	99,965
	5. 保 健 体 育 費	63,509	1,842	65,351
12. 給 与 費		1,170,578	△ 8,500	1,162,078
	1. 給 与 費	1,170,578	△ 8,500	1,162,078
13. 予 備 費		36,534	25,911	62,445
	1. 予 備 費	36,534	25,911	62,445
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		390,008	△ 1,207	388,801
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	390,008	△ 1,207	388,801
歳 出 合 計		7,901,204	83,452	7,984,656

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水産雑物処理広域協議会負担金	自 令和5年度 至 令和5年度	1,436千円
洞爺湖町月浦運動公園管理業務に 係 る 指 定 管 理 料	自 令和5年度 至 令和9年度	21,500千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
橋 梁 長 寿 命 化 事 業	34,200	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当該見 直 し 後 の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	36,700	同左	同左	同左
洞爺中学 校体育館 耐 震 化 事 業	2,800	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上

議案第49号

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,293,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-25-

議案第 50 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 12 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第 5 1 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第52号

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	257,531	1,569	259,100
第1項 営業収益	178,156	0	178,156
第2項 営業外収益	79,374	1,569	80,943
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	257,531	1,569	259,100
第1項 営業費用	237,449	4,745	242,194
第2項 営業外費用	10,928	0	10,928
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	9,153	△3,176	5,977

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額81,180千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	237,725	267	237,992
第1項 企業債償還金	78,239	0	78,239
第2項 建設改良費	156,844	0	156,844
第3項 資産購入費	2,642	0	2642
第4項 国庫補助金 返還金	0	267	267

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	17,564	745	18,309

令和4年12月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明